

令和4年3月31日
原子力規制庁

総合モニタリング計画の改定について

東京電力福島第一原子力発電所事故に係る放射線モニタリングを確実にかつ計画的に実施するため、原子力災害対策本部の下に設置されたモニタリング調整会議において「総合モニタリング計画」（平成23年8月2日決定、令和3年4月1日最終改定）を策定し、本計画に基づき、関係府省、福島県、東京電力等が連携してモニタリングを実施しています。

総合モニタリング計画の主な変更点

- （1）「目的」の追加等 ALPS 処理水の処分に際しての風評影響の抑制を目的に追加併せて総合モニタリング計画の目的として掲げられている項目のうち、重複を整理。
- （2）「役割分担」の文言修正
地方公共団体等、原子力事業者等の役割に関し、それぞれの主体性を明確化。
- （3） 海域モニタリングの強化
基本方針に沿って、関係機関による海域モニタリングの強化・拡充、トリチウムの測点の追加等を追記。

原子力規制庁 監視情報課
担当：堤、高木、川村
電話：03-5114-2125（直通）